令和2年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第18号

専決処分の承認を求めることについて(松伏町税条例等の一部を改正する条例)

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例等を改正する必要が生じ、令和2年3月31日に松伏町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正(第1条)

ア 扶養親族等申告書の記載事項の変更(第36条の3の2及び第36条の3の3関 係)

給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする。

イ 使用者を所有者とみなす制度の拡大(第54条関係)

固定資産の所有者が不明である場合、探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

- ウ 町たばこ税の課税免除に係る手続きの簡素化(第96条関係) 町たばこ税における輸出免税等の適用に当たって、課税免除事由に該当すること を証するに足りる書類の提出を不要とする等、手続きの簡素化を図る。
- エ 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の延長(附則第8条関係) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する。
- オ 固定資産税の課税標準の特例措置(附則第10条の2関係)
- (ア) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定水力発電設備に対して課する固定資産税の課税標準を当該設備に対して新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年度間は、その価格に4分の3を乗じて得た額(現行:3分の2)とする。(第17項)
- (イ) 水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、課税標準を当該土地に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間は、その価格に3分の2を乗じて得た額とする。(第25項)
- カ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税 の課税の特例の延長(附則第17条の2関係)

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 について、適用期限を3年延長する。

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正(第2条)

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得 判定基準を次のとおり改定する。(第19条関係)

区分	現行	改定後
5割軽減	総所得金額及び山林所得金額の	総所得金額及び山林所得金額の
	合算額が、33万円に被保険者及	合算額が、33万円に被保険者及
	び特定同一世帯所属者1人につ	び特定同一世帯所属者1人につ
	き28万円を加算した金額を超	き <u>285,000円</u> を加算した金
	えない世帯に係る納税義務者	額を超えない世帯に係る納税義

		務者
2割軽減	総所得金額及び山林所得金額の	総所得金額及び山林所得金額の
	合算額が、33万円に被保険者及	合算額が、33万円に被保険者及
	び特定同一世帯所属者1人につ	び特定同一世帯所属者1人につ
	き51万円を加算した金額を超	き <u>52万円</u> を加算した金額を超
	えない世帯に係る納税義務者	えない世帯に係る納税義務者

(3) 松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正(第3条)

単身児童扶養者(当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る。

- 3 施行期日等
- (1) 施行期日

令和2年4月1日

- (2) 経過措置
 - ア 町民税に関する経過措置
 - (ア) 別段の定めがあるものを除き、2(1) エ及びカは、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
 - (イ) 2 (1) アのうち給与所得者については、令和2年4月1日以後に支払いを受けるべき給与について提出する個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について適用する。
 - (ウ) 2 (1) アのうち公的年金等受給者については、令和2年4月1日以後に支払いを受けるべき公的年金等について提出する個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について適用する。
 - イ 固定資産税に関する経過措置
 - (ア) 別段の定めがあるものを除き、2(1) オは、令和2年度以後の年度分の固定 資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の 例による。
 - (イ)2(1)イは、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - (ウ) その他必要な経過措置を講ずる。
 - ウ 国民健康保険税に関する経過措置
 - 2(2)は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- (3) 附則による条例の一部改正 (附則第5条から附則第11条まで関係) 改元に伴う規定の整備

議案第19号

専決処分の承認を求めることについて(松伏町介護保険条例の一部を改正する条例)

1 趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、緊急に松伏町介護保険条例を改正する必要が生じ、令和2年3月31日に松伏町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

低所得者の第1号被保険者に係る介護保険料の軽減強化(第4条関係) 低所得者の第1号被保険者に係る令和2年度における保険料率を次のとおり改定する。

区 分	改定前	改定後

第1段階	21,300円	17,000円
第2段階	32,600円	25,500円
第3段階	41,100円	39,700円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 経過措置

2は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(3) 松伏町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正 改元に伴う規定の整備